

議案第 1 3 4 号

渋川市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市公民館条例の一部を改正する条例

渋川市公民館条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 渋川市古巻公民館の項中「渋川市八木原 6 7 8 番地」を「渋川市八木原 6 7 8 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

古巻公民館の建替えに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市公民館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
名称	位置	事業の主たる対象区域	名称	位置	事業の主たる対象区域
渋川市中央公民館	渋川市渋川 9 0 8 番地 2 1	全市域	渋川市中央公民館	渋川市渋川 9 0 8 番地 2 1	全市域
(略)			(略)		
渋川市古巻公民館	渋川市八木原 6 7 8 番地 1	有馬、八木原、半田	渋川市古巻公民館	渋川市八木原 6 7 8 番地 1	有馬、八木原、半田
(略)			(略)		